

# 一九二〇年代の帝国議會における女子高等教育論議

——請願を中心として——

湯川次義

はじめに

この論文は、一九二〇年代の帝国議會における女子高等教育に関する論議の中から、女子高等教育の振興を要求する請願に着目し、請願を提出した団体、要求内容、委員会における論議及び文部省の対応などを分析し、その全体像をとらえようとするものである。

我が国戦前において、大学教育を中心とした高等教育制度は、女子には未整備の状態にあった。高等学校・大学・専門学校という高等教育の制度類型の中で、女子にも認められていた制度は専門学校だけであり、また少数の大学で行われていた女子への門戸開放も特に法的措置はなされていなかった。このため、大正半ば以降、女子高等教育の制度的確立を求める振興運動が高まり、「全国聯合女子教育大会」などを開催して世論を喚起するとともに、帝国議會を舞台として、政策の変更や勅令の改正などを政府に求める運動がなされたのであった。

一九一〇年代末から一九二〇年代にかけての帝国議會での女子高等

教育論議を、形の上から分類すると、(1) 本会議や委員会における質疑、(2) 建議、(3) 質問権に基づく質問、(4) 請願、に分けることができる。(1) から(3) は議員だけが行うことができ、国民が直接とり得る行動は(4) だけであった(なお、いわゆる教育の「勅令主義」のため、議員もその振興を目的とした制度改革の法案を提出することはできなかった)。

(1) から(3) の議員による活動も、実際には民間の振興運動団体との連携やその後押しで実現したものが多く、帝国議會での女子高等教育をめぐる行動や論議については、その全体をとらえて検討する必要がある。しかしながら、この領域の研究は未開拓であり、女子高等教育振興運動を扱った先行研究<sup>1)</sup>でも請願や建議の事実は取り上げているが、『議事速記録』を分析して議會における論議を明らかにするまでには至っていない。この課題の研究に『議事速記録』や議會関係文書の分析は欠かすことはできないが、これらの資料はかなりの分量に及び、また紙幅の関係からも、(1) から(4) までの全体を一度に分

析することは困難である。このため本論文では、請願<sup>(2)</sup>に限定して検討することとし、『議事速記録』などの分析により、請願をめぐって議會でどのような論議がなされたかを考察し、他は別の機会に検討したい。

大日本帝国憲法は第三十条で、国民は「請願ヲ為スコトヲ得」と定めていたが、美濃部達吉によれば、請願は「国家机关に対し人民から國務に関する希望を陳述する行為」で、「公法上の権利たる性質を有する」ものであった。<sup>(3)</sup>このように、請願は帝國議會を通じて国民が政府に自らの要望を直接的に表明できる権利であり、婦女新聞社や全国女子学生聯盟などの民間の市民的団体が、帝國議會という場を利用して高等教育機会を保障する制度的措置を政府に要求したのであった。

結局政府は何らの新たな方策を示すことはなく、成果を生み出すことはなかったが、議會への請願は、女性自身の人間的自覚の高まりに基づく教育要求として行われたのであり、また一部の国会議員や社会における女子高等教育への理解の広がりによって行われたものであることから、請願についての考察は女子高等教育史研究における重要な課題といえることができる。なお、考察の時期をおおよそ一九二〇年代に限定したのは、振興運動がこの時期に最も高まり、大学までを展望した本格的な女子高等教育の制度要求が出された時期であったからである。

論文の構成としては、はじめに議會での女子高等教育論議の全体を概観するため、質疑・建議・質問についての概略を提示する。次いで

請願について分析することとし、議會ごとに両院に提出された請願を整理するとともに、そこに示された趣旨・制度要求や請願委員会における論議を分析する。また、政府・文部省がどのような姿勢や論で対応したのかも、あわせて検討したい。さらに、婦女新聞社と全国女子学生聯盟による請願運動の経過やその理念などについても分析する。

### 〔I〕女子高等教育に関する審議の全体像

一九二〇年代を中心とした帝國議會における女子高等教育論議を全体としてとらえるため、あらかじめ質疑・建議・質問についての概略を示しておくことにする。

女子高等教育に関する質疑は、その振興を求める立場から、その時々当局の基本方針を質すものが多く、これに対して政府・文部省から答弁がなされた。この質疑で主要なものは、以下の本会議や委員会で行われた。<sup>(4)</sup>すなわち、第三七回帝國議會貴族院予算委員会（一九一六年二月二日、主な質問者：江木千之）、第四一回帝國議會貴族院本会議（一九一九年三月一日、同：山脇玄）、第四二回帝國議會貴族院本会議（一九二〇年一月二十七日、同：山脇玄）、第四三回帝國議會貴族院本会議（同年七月五日、同：山脇玄）、第四四回帝國議會貴族院本会議（一九二一年一月二十八日、同：山脇玄）、第四四回帝國議會衆議院予算委員会（同年二月五日、同：植原悦二郎）、第五〇回帝國議會貴族院本会議（一九二五年一月二十七日、同：山脇玄）、第五一回帝國議會衆議院予算委員会（一九二六年二月十五日、同：山下

谷次)、第五一回帝國議會貴族院本會議(同年三月二日、同日沢柳政太郎)であった。

これらの質疑の内容を大別すると、中橋文相による「高等諸学校創設及拡張計画」における女子高等教育機関の扱い、高等女学校高等科の制度的位置付け、早稲田大学や慶応義塾大学を中心とした女子への門戸開放問題、門戸開放に伴う男女共学問題、の四点であった。これらの中で、最も論議が集中したのは門戸開放問題であった。

次に建議の概要を示すと、一九二五(大正十四)年二月三日、内ヶ崎作三郎は七十五人の議員の賛成を得て、第五〇回帝國議會衆議院に「女子高等教育ノ振興ニ関スル建議案」を提出した。この第五〇回帝國議會には、後に述べるように女性問題の解決を目指すさまざまな法律改正案と建議案が出され、これらを一括して審議する二月十日は「婦人デー」と呼ばれた。内ヶ崎による建議案は次のものであった。<sup>5)</sup>

政府ハ時勢ノ進運ト女子向学心ノ顯著ナル実情トニ鑑ミ速ニ帝國大學其ノ他官公立諸大學及各種専門学校ニ女子ノ入学ヲ一層容易ナラシムルト共ニ女子高等学校並各種専門学校ヲ新設スル等女子高等教育ノ振興ヲ図ラレムコトヲ望ム

右建議ス

この建議案の制度的要求をみると、既設高等教育機関の門戸開放と女子の高等学校・専門学校の新設を求めており、後に検討する請願とほぼ同一の要求内容であった。この建議に関して、三月十一日の衆議院本會議で内ヶ崎によって提案理由が説明され、十七日の委員会でも

決された。そして院議を経て議長が政府に建議を提出した。しかし、建議を採納するかどうかは政府の職権に属していたこともあり、具体的進展はみられなかった。

また翌年二月十三日、第五一回帝國議會衆議院に清瀬一郎外二人により、三十四人の賛成者を伴って「女子高等教育ノ方針ニ関スル質問」が提出された。この質問の「主意」は、前議会で採択された建議に対する政府の姿勢を、「政府ハ何等此ノ建議ノ主旨ヲ参酌シ施設シタル形跡ナシ」と批判し、「女子高等教育ノ将来ニ関シ政府ニ一貫ノ方針アリヤ」と質す点にあった。<sup>6)</sup>これに対して、三月一日総理大臣若槻礼次郎から衆議院議長宛に答弁書が示されたが、ここでは「財政ノ緩急ニ稽ヘ女子好学心ノ向上ニ鑑ミテ官立女子高等教育機関ノ増設ニ努力シ之カ実現ヲ期」すものの、高等学校や専門学校への女子入学は共学となることから、「深ク考究ヲ要」し「直ニ之ヲ是認スルコト能ハス」と、従来の議會答弁の内容を繰り返したに過ぎなかった。

質疑・建議・質問に対する政府・文部省の対応は、言葉の上では女子高等教育に理解を示す姿勢をみせながらも、場当たり的で消極的な答弁を繰り返し、個別大学の開放方針を容認する以外には、具体的施策は何ら行わなかった。

## 〔Ⅱ〕女子高等教育の振興に関する請願

### 一 請願の意義と全体像

はじめに、請願の意義や法的手続きなどについて、その概略を示し

表1 帝国議会における女子高等教育の振興に関する請願一覧（1920～1928年）（未定稿）

請願件名	提出年月日	番号	請願者	紹介議員	結果	備考
第42回帝国議会衆議院 ①女子高等教育ニ関スル件 ②女子高等教育ニ関スル件 ③女子高等教育ニ関スル件	1920 2 5 1920 2 19 1920 2 26	第864号 第1358号 第1653号	福島四郎外1,024名 竹内茂代外705名 榊原彌生外1,023名	島田三郎 三上忠造 今井嘉幸外1名	委採択 審議未了 審議未了	解散のため院議に上らず 要旨ハ864号ニ同シ 要旨ハ864号ニ同シ
第42回帝国議会貴族院 ④女子高等教育ニ関スル件 ⑤女子高等教育ニ関スル件	1920 2 2 1920 2 10	第267号 第366号	福島四郎外967名 三角 錫外709名	山脇 玄 沢柳政太郎	委採択 委採択	⑤と一括審議。院議に上らず
第50回帝国議会貴族院 ⑥女子高等教育ニ関スル件 ⑦女子高等教育ニ関スル件	1925 2 9 1925 2 12	第109号 第126号	松岡 節外5名 安井茶子外536名(3通)	勸修寺經雄 勸修寺經雄	委採択・院採択 委採択・院採択	⑦と一括審議 要旨ハ109号ニ同シ
第51回帝国議会衆議院 ⑧女子高等教育振興ニ関スル件 ⑨女子高等教育振興ニ関スル件	1926 2 24 1926 3 17	第607号 第1212号	後閑キクノ外679名 吉川利一外62名	尾島二郎 山研儀重	委採択・院採択 委採択・院採択	⑨と一括審議 要旨ハ607号ニ同シ
第51回帝国議会貴族院 ⑩女子中等教育ニ関スル件 ⑪女子高等教育ニ関スル件 ⑫女子高等教育ニ関スル件	1926 3 5 1926 3 5 1926 3 18	第327号 第328号 第453号	竹中みき外1名 後閑キクノ外1,326名 吉川利一外57名	酒井忠克 酒井忠克 沢柳政太郎	委採択・院採択 委採択・院採択 審議未了	⑩と一括審議
第55回帝国議会衆議院 ⑬女子高等教育ニ関スル件	1928 4 24	第45号	福島四郎外564名	内ヶ崎作三郎	政府参考送付	
第55回帝国議会貴族院 ⑭女子高等教育ニ関スル件	1928 4 26	第29号	福島四郎外501名	林 博太郎	審議未了	

注：「番号」は請願文書表の番号を示す。「委採択」は委員会での採択を、「院採択」は議院での採択をあらわす。各議会の『請願文書表』『速記録』などにより作成。

ておきたい<sup>7)</sup>。請願は議院に対して提出するが、結局は政府に対して希望を述べる行為であり、議院の権威を借りてその効果を強くするものであった。また、請願の内容は国務に関する事項でなければならず、美濃部はその内容例として、請願者の権利・利益の侵害に対する救済を求めるもの、請願者の利益のためにある行為を願うもの、公共のための立法や行政作用が行われることを望むもの、の三つを示している。この論文で検討している請願は、主に三番目の例に関連すると考えられる。また、請願はその効力において、「審理を要求する権利を伴ふものではなく」、国家機関にとっては「必ずしも之を審理しなければならぬ義務が有るのではなく、又之に何等かの返答を与ふべき義務が有るものでもない」とされている。このように、国民からみて、請願は国家機関に対して希望を述べる行為にとどまるという限界があった。また議会にとっても帝国憲法体制下の制約から、ある請願を採択しても自ら処置する権能はなく、趣意にそって法律案を提出するか、政府に請願書を回付する以外のことはできなかった。

議会に対する請願の手続きや処理については議院法に規定されているが、請願を採択と決した場合、両院とも意見書を添えて総理大臣あてに内閣に送付するが、衆議院の場合のみ請願委員が請願の趣旨に基づいた法律案を起草して、議院に提出することができた。

女子高等教育の振興等に関して、一九二〇年代の両院に提出された請願は、表1に示したように、衆議院に六件、貴族院に八件の計十四件であった。<sup>8)</sup> すなわち、第四二回議会衆議院に三件(①②③の請願)、

貴族院に二件（④⑤の請願）、第五〇回議會貴族院に二件（⑥⑦の請願）、第五一回議會衆議院に二件（⑧⑨の請願）、貴族院に三件（⑩⑪の請願）、第五五回議會衆議院に一件（⑬の請願）、貴族院に一件（⑭の請願）が提出された。これらの請願の主体をみると、①から⑤及び⑬⑭の七件の請願は婦女新聞社によって、また⑥から⑯の七件は全国女子学生聯盟によって提出されたものであった。以下、帝國議會の回数ごとに、請願の理念や要求内容などを把握するとともに、委員會での論議や審議結果を検討していくこととする。

## 二 第四二回帝國議會における請願

第四二回帝國議會に提出された請願は①から⑤の五件で、既述したようにこれらはすべて婦女新聞社の提案・斡旋によるものであった。

まず、衆議院への請願について検討すると、請願①（紹介議員島田三郎）は婦女新聞社社長福島四郎外千二十四人により、請願②（紹介議員三土忠造）は医師竹内茂代外七百五人により、請願③（紹介議員今井嘉幸外一名）は農業榊原彌生外千二十三人により、提出された。

②と③の請願の趣旨は請願①の趣旨と同じであることから、ここでは請願①を中心に検討するが、その「請願ノ趣旨」は次の通りであった。<sup>⑨</sup>  
本請願ノ要旨ハ我國ノ女子ニシテ高等教育ヲ受ケムト欲スル者年々増加スルノ傾向アルハ既ニ世人公知ノ事実ナリ然ルニ現在ノ高等學校令第一条ハ女子ノ高等普通教育ヲ遮断シ又多クノ専門學校ハ女子ノ入学ヲ許ササルヲ以テ女子ノ高等職業教育ハ絶望ナリト謂ハサル

ヘカラス依テ（一）女子ノ高等學校ヲ設立スルカ或ハ現在ノ高等學校ヲ開放シテ女子ノ入学ヲ許シ（二）医学、美術其ノ他専門學校ヲ女子ノ為ニ設立スルカ或ハ現在ノ各種専門學校ヲ開放シテ女子ノ入学ヲ許サレタシト謂フニ在リ

この請願の制度面での要求は二つあり、第一には女子高等學校の新設か既設高等學校の門戸開放を求め、第二には医学・美術などの官立女子専門學校の新設か既設専門學校の門戸開放を求めている。

このような制度要求は他の四件の請願にも共通するものであったが、この要求の意味を「婦女新聞」の記事から明らかにする。<sup>⑩</sup> 第一の要求の背景には、一九一八（大正七）年制定の大學令に対する同新聞の「解釈」があった。すなわち、大學令及び大學規程の定める大學入学資格は「別に男女の差を認めず、規定の入学資格をさへ具へて居れば、男でも女でも入学し得られる」という解釈が、その論拠になっている。この解釈からすると、大學の前段階の高等學校が法的に女子を除外しているため、その「大學入学は階段が遮断され、法令上折角開放されて居る大學の門戸も、女子にとつては何の役にも立ちませぬ」ということになる。そして、大學入学を實質的なものとするため、女子高等學校を設立するか男子高等學校を開放する法改正を求め、と主張するのである。しかし、このような大學令の解釈は文部当局が容認するものではなく、臨時教育會議答申からも明らかのように、大學令は立法趣旨において機會均等的な女子の大學入学や女子大學の設置を想定してはいなかった。

第二の制度要求である専門学校の開放については、官立医学専門学校がその門戸を閉ざしているため、女子は医師無試験検定の特典を得ることができない、という男女間の不平等を例示している。さらに、東京美術学校や高等工業学校等多くの官立専門学校が女子を除外しているため、「折角の才能も之を発達せしむる機会が得られない」と批判し、これらの分野における専門学校教育の開放を要求した。同新聞社が主張するこれらの制度要求は、当時の女子高等教育の制度的不備をつくものであった。

では、婦女新聞社はなぜこのような制度要求を、請願として帝国議会に提出しようとしたのであろうか。同社社長福島四郎が請願を企画し、読者に参加を求めたのは、一九一九（大正八）年十一月三十日の「婦女新聞」においてであった。<sup>11</sup>この中で既述のような女子高等教育に関する制度上の不備を指摘し、「此の不合理、不徹底、不公平、不都合極まる現在の女人禁制を撤廃し、教育を受くる機会と自由とを男女平等に与ふる事」が「急要なる国家的施設」だと訴えた。そして、これを実現するため、「最早紙上の論議のみでは満足して居られなくなつた。そこで来るべき帝国議会に、我が愛読者中の同志諸君と共に、一通の請願書を出さうと決心するに至つた」と請願のきっかけを説明している。また、この請願に賛同した湯原元一（東京女子高等師範学校校長）は請願のねらいを、社会一般が女子高等教育に「頗る冷淡」であるため、「請願を貴衆両院に提出して、一般社会の輿論を喚起する事が必要」と説明している。このように、請願の意図は、政府に対

して直接的な行動を起こすとともに、世論を喚起することであった。

さらに婦女新聞社は「請願をして有効ならしめよ」とする社説を掲載し、女子高等教育の論拠を説明している。すなわち、女子高等教育は、「一つは婦人の幸福のため、一つは社会の正義のため、一つは人類の文化を進むるため」に必要であるとし、第一点については、例え少数でも高等教育を受けた女性が社会的・国家的に活動すれば一般の女性も「自信を生じ」、男性も女性を「頭から侮蔑しないやうになり、婦人の社会的地位が漸次高まつて、結局は全婦人の幸福になる」と説明する。第二点については、男女は「平等の人格所有者」であるにもかかわらず、「男子にのみ智能を啓発する機会と自由とを十分に与へ、女子にはそれを制限する」のは「不公平」であり、門戸開放は「要不要の問題」でも「志望者の多少の問題」でもなく、社会的「正義の上からも先づ決定しなければならない性質」のものだと主張する。さらに第三点について、「慈善事業とか、児童の保護とか」は、「どうしても女子の手に俟たなければならない」とし、「男子特有の文化」だけでなく「女子特有の文化」や「婦人の力」によって、「人類の文化を進める」必要があるとする。そして、最後に、付録として付した請願用紙に記名調印して「本社へ御送付」するよう読者に訴えた。

婦女新聞社による請願運動は社会の注目を集め、例えば一九二〇年一月の「国民新聞」は「全国的女子教育熱心家が続々と請願本部なる府下角善の福島四郎氏方へ請願書を送付して来る」と報じ、請願の論拠などについての福島の説明を掲載し、さらに二十二日には熱心に請

願への賛同を訴える者や運動費用の寄付者を紹介し、賛同者が五千人を超えたことを伝えた<sup>14</sup>。このようにして、同新聞社には延べ一万を超える署名が集まり、五つの請願を両院に提出したのであった。この五件以外にも、衆議院に高野重三外千二百十八人、与謝野晶子外千四百十三人の二つの請願を、また貴族院には高野重三外千二百二十六人、榎原彌生外千三十三人、与謝野晶子外五十人の三つの請願を、段階的に提出する計画であった<sup>15</sup>。しかし、この五件は議会の解散により提出できなかった。

さて、請願①の審議状況を見ると、この請願は一九二〇（大正九）年二月十八日に衆議院請願委員会第四分科会で審議され、委員会ではおおよそ次のような論議が交わされた<sup>16</sup>。はじめに見解を求められた政府委員の赤司鷹一郎は、高等女学校が学校数では中学校を凌駕しており、その結果高等教育への要求が高まるのは当然だとし、「現在ノ高等普通教育ヨリハ、ヨリ高イ教育ヲ授ケル途ヲ開キタイ」という政府の方針を示し、高等女学校に高等科制度を新設する方向で勅令改正の準備を進めていることを説明し、了解を求めた。また第二点については、専門学校段階での男女共学は問題で、「十七八、九ト云フヤウナ若イ男女ヲ一緒ニ置クト云フコト」は考慮を要し、「直チニ御同意ヲ致スコトガ出来ナイ」と述べた。一方大学での開放については、「学問モ相当ニ出来、年齢モ相当長ジテ来テ居ルカラ」「学校ノ自由ニ依テヤラセテラ、ドウカト云フヤウナ方針ヲ執ツテ居リマス」と、女子の入学も許容する方針を説明している。そして、大学では現に女子を

入れて「男子ト同様ニヤツテ居ル所モアリ」、文部当局は今後もこの方針を継続して行きたいと述べた。なお、この時点では赤司の説明のような開放の事実はなかった。これに対して高田耘平は、高等女学校高等科の「其程度ハドノ位ノ程度デ、費用ノ負担ハ国库負担デアルカ、或ハ府県若クハ公共団体」か、と高等科の程度や設置主体を尋ね、赤司は腹案として修業年限を七年とする例を示し、「略々男子ノ高等学校ヲ標準ニシテ立案シテ居リマス」と答えた。

以上が第四分科会における請願①に関する主な議論であり、結果は採択となった。そして二月二〇日の請願委員会でも採択となり、本会議で審議される予定となった<sup>17</sup>。しかし、二十六日に衆議院が解散したため、請願①は「院議ニ上ラス」、また②③の請願は審議未了という結果に終わった。

次に貴族院における請願の審議状況を検討する。請願④（紹介議員山脇玄）は福島四郎外九百六十七人により、また請願⑤（紹介議員沢柳政太郎）は教員の三角錫外七百九人により提出され、一括して一九二〇年二月十七日の請願委員会で審査された。

請願の要旨は、高等教育を志望する女子が増加するとともに教育関係者がその必要性を認める状況の下で、④の請願は女子に「高等学校及医学美術其ノ他各種ノ専門学校」を「開放スルカ若ハ新設」することを要求し、⑤は「政府ニ於テ女子高等学校ヲ設立シ且各種専門学校ニ女子部ヲ設置」することを求めている<sup>18</sup>。

二つの請願の委員会審議<sup>19</sup>において、はじめに紹介議員の沢柳が請願

の趣旨を説明し、高等女学校卒業者の大多数は「家事ニ務メル」ものの、高等教育志望者が増えつつあるのも時代の流れであるとし、政府の考えを尋ねた。赤司政府委員は、衆議院請願委員会での答弁と同様に、「女子ニ必要ナル高等教育ヲ授ケル場所ヲ造リタイ、斯ウ云フ趣意ヲ以テ高等女学校令ヲ改正シツツアル」とし、請願に「御同感ナ次第」だと答えた。しかし、既設専門学校への女子入学は、「大ニ研究

スベキマダ余地ノアルモノ」で、高等女学校卒業位の「年齢ノ者ヲ一緒ノ部屋ニ於テ教育」することは、「最も注意ヲ要スベキ問題」ではないかとし、現行制度でも女子専門学校の設置は可能だと答えて質問の意図をはぐらかした。これに対し沢柳は、請願の趣旨は「必シモ共学ト云フコトデナイ」のであり、希望者の「志ヲ遂ゲルコトノ出来ルヤウニト云フ趣意」だと反論した。そして、「国家トシテハ男子ノ為ニハ数十ノ高等教育機関ヲ今又盛シニ四千数百万円ヲ費シテ設立セラレテ居ル」のに対して、官立女子高等教育機関としては中等教員養成学校が二校あるのみだと、教育財政からみた男女間の著しい不均衡を指摘した。また共学に対する政府答弁を批判し、共学を実施している東京音楽学校で「男女学生ノ間ニ管理上、風紀上、大ニ憂慮スベキヤウナ事件ノ起ツタト云フコトハ余リ聞カナイ」上に、同校の例はむしろ「男女ガ机ヲ竝ベテ」も「其間ニ事件ノ起ラナイ」ことを証明するもので、同校での「大ニ憂慮スベキヤウナ事実」や「御苦心」を当局が承知しているなら「承ツテ置キタイ」と反論した。これに対して赤司は、同校の場合は男女が共に学ぶ時間が少ないこと、実技科目以外

の授業は共学でないこと、学級数が少なく「監督」が行き届き易いことなどを示して問題はないとする一方で、高等学校の場合には学級数が多くなるため、当局としては「直グニ御同意ヲ致スト云フ所迄ハ致シ兼ネル」と答えた。さらに、大学段階では共学の例もあるが、「憂フベキ所ハナイ」、個別「大学ノ都合ニ依ツテ許ス」方針だと付け加えた。

さらに沢柳は別の角度から国家による女子高等教育機関の設立を要望した。すなわち、機会が閉ざされているため、欧米特にアメリカに留学する女性が増加し、中には「余程卑米利加ノ婦人ニ似寄ツタ民風ヲ持ツテ帰ツテ来」る者もあり、「是ハ余ホド考ヘベキ事柄デアル」と指摘する。そして、「内地」で学べるようにすることが必要とし、文部省が留学者数を把握しているのか、女子留学者の「面白クナイ」点をどうとらえるかを尋ねた。これに対して赤司は、特に数量的には把握していないこと、留学により外国文化に「心酔」するか逆に「国粹」になるかは「本人ノ性質如何」だと答えた。このような二人のやり取りの後、主査代理の阪井重季が論議全体をまとめる質問をし、審議が終了した。この結果④⑤の請願が請願委員会で採択となり、「議院ノ會議ニ付スヘシト議決」された<sup>20</sup>。しかし、衆議院の解散により本会議に上程されずに終わった。結局、婦女新聞社による五件の請願は、すべて政府に送付されるまでに至らなかった。

一方、同新聞社では解散により提出できなかった残りの五件の請願書について、「直接文相に呈して、輿論のある所を開陳」することと



し、三月十六日に文部省を訪れ、赤司普通学務局長と面談した。<sup>21)</sup>

### 三 第五〇回帝國議會における請願

第五〇回帝國議會には、女性問題の解決を目指すさまざまな法律改正案と建議案が出され、これらを一括して審議する一九二五（大正十四）年二月十日は「婦人デー」と呼ばれ、社会の大きな注目を集めた。すなわち、「女子高等教育ニ関スル建議案」の他、女性の政治結社参加の自由を求める「治安警察法中改正法律案」、女性の参政権を求める「婦人参政ニ関スル建議案」、女性への公民権の付与を求める「市制及町村制改正ニ関スル建議案」が一度に論議の対象となったのであった。この中で「女子高等教育ニ関スル建議案」は女子教育振興委員会の企画により、多くの代議士の賛成を得て提出されたのであったが、同委員会ではこの建議を有意義なものとするため、一月二十八日に代議士招待会を開き、また二月十四日には各派代議士を招いて「女子高等教育振興演説会」を開催した。<sup>22)</sup>

一方、女子高等教育の振興に関する請願をみると、貴族院に二件提出された。これらの請願は、日本大学など東京の大学で聴講生などとして学ぶ女子生徒たちによって提出された。この団体は後に「全国女子学生聯盟」へと発展するが、その設立経過等を簡単に触れると、まず日本大学の学部や専門部で選科生・聴講生などとして学んでいた女子生徒が一九二四年十一月に「桜明会」を組織し、「男子と均等の待遇を与へよ」などのスローガンを掲げて活動を始め、十二月には早稲

田大学や東洋大学で同様な境遇の下で学ぶ女子と「各大学女子学生聯盟」を組織した。さらに同志社大学や関西大学で学ぶ関西の女子学生・生徒とも連係し、翌年四月十七日に全国的組織として全国女子学生聯盟を結成したのであった。<sup>23)</sup> その綱領<sup>24)</sup>では、女性の本質は母性にあるととらえつつも、「知識に男女の差別なく」「教育の機会均等を要求す」と定め、同聯盟は文部省に陳情したり、女子教育振興委員会に運動への支持と協力を要請するなど、活発な運動を展開した。

このような活動の一環として同聯盟は議會への請願を企画したのであったが、日本大学の横山千代子は、同聯盟の女子高等教育に対する考えや請願の契機を次のように語っている。すなわち、女性参政権獲得を要求する上で「先づその根本問題たる教育上の機会均等、門戸開放を叫ばざるを得ません」とし、「こそ婦人運動刻下の急務」ととらえている。そして、このような要求は文部当局の「黙認」の下で聴講生となっている者の「当然の要求」であると主張する。具体的要求内容として、「先づ大学予科、並びに専門部及高等師範部にも、男子と同等に正科生として、女子の入学を許可せよ」と主張する。さらに、女子が知識や能力の面で男子に劣ると考えられているが、それは「永い間その知的発達の機会を奪はれてゐた」ためであり、「女子も亦男子と同じく人間として同等の教育を受け得べき権利を有して居ります」と主張する。そして、文部省が反対の論拠とする「風紀上の問題云々の如きは、むしろ第二義的のもの」であり、「当局は、かゝる枝葉の問題に依つて、大なる教育の根本問題を否定しやうとする」と批

判する。最後に、請願を企画した点について、「かゝる頑迷なる当局を頼るに足らず、此の上は輿論の力に依つて動かす外はないことを悟りました。最後の解決は民衆の力でありませう」と説明している。

新聞各紙もこの請願運動を報じ、「読売新聞」は、同聯盟が教育の機会均等を求めて請願を企画し、幹部が「東奔西走」していること、「東京朝日新聞」は、一九二五年二月十五日に銀座など東京の七か所で「檄文十万枚を配布」したことを報じている。<sup>(26)</sup>

次に請願の審議状況を検討すると、請願⑥（紹介議員勸修寺經雄）が二月九日松岡節外五人により、また請願⑦（紹介議員勸進寺經雄・三通）が二月十二日に安井榮子外五百三十六人によって提出された。請願⑦の趣旨は⑥に「同シ」であったことから、ここでは請願⑥の趣旨を示すことにする。<sup>(27)</sup>

教育ハ男女共ニ均シク向上發展ヲ期スヘキモノニテ現行大学令、専門学校令ハ何等性的區別ヲ認メサルニ拘ラス高等学校令、専門学校規則ニ於テ女子ノ入学ヲ拒否スルハ甚遺憾ナルニ依リ速ニ女子高等学校並各種専門学校ヲ設立セラレタク若実現不可能トセハ現在ノ高等学校並各種専門学校ヲ女子ニモ開放シ男子ト同一ノ資格ヲ与ヘラレトシトノ請願

この請願も制度要求として、女子高等学校・専門学校を設立するか、高等学校・専門学校を女子にも開放するよう求めている。

請願⑥と⑦に関する一括審議は、三月十二日の請願委員会で行われた。その概要をみると、当局の所見を尋ねられた政府委員河上哲太は、

請願の趣旨には同感だとしても、女子の教育程度が男子のそれと比較して劣っていること、女子高等教育のために「如何ナル施設ヲナスヘキカ等目下考慮中」で、試験的に「高等学校程度ノモノヲ一校設立シテ見タイト考ヘテ居ル」こと、この学校の設立を「財政ノ許ス限リ速ニ実施スル考」えであるとの見解を述べた。さらに、大島富士太郎が東京音楽学校での共学について、「何等ノ弊害ナキヤ」と質問し、河上は「特種ノ學術ヲ授クル学校」であるために共学を認めているのであり、「目下ノ所弊害ナシ」と答えた。続けて大島は、他の学校でも共学を認めて「何等差支ナシ」と考えるかを質したが、河上は「教育ノ程度及年齢等ヲ考慮」する必要があるが、他の学校での「実績」には「疑念」があり、「目下考慮」中だと答えた。これら⑥と⑦の請願は委員会と本会議の議決を経て、議長から内閣総理大臣に送付された。<sup>(28)</sup>

#### 四 第五一回帝国議会における請願

第五一回帝国議会衆議院には⑧と⑨の請願が、貴族院には⑩から⑫までの請願が提出された。これらの請願の主体は、前議会と同様に全国女子学生聯盟であった。

「婦女新聞」は、女子教育振興委員会を中心とする一九二五（大正十四）年度における運動が「全く無効に終つた」原因を、「女学生自身の声があがらなかつたからである」ととらえ、「女子学生聯盟の運動を援けよ」とする社説を掲げて、同聯盟を後援する方針を示した。<sup>(29)</sup> 同新聞社では、女子学生聯盟に対する請願用紙の請求方法を前年に引き

続いて紙面に掲載するとともに、財政的支援として読者への物品販売による利益を援助し、同聯盟はこれを「請願運動其他」の費用に充当した。<sup>31)</sup> また同聯盟は、議会の開催中の時期を選び、一九二六年二月十三日に「女子教育批判講演会」を開催し、「第五十議会に於て衆議院にて採択せられたる請願書事項の速かなる実施を要求す」と決議し、氣勢をあげた。<sup>32)</sup>

衆議院への請願についてみると、請願⑧（紹介議員星島二郎）は教員の後閑キクノ外六百七十九人により、⑨の請願（紹介議員山柘儀重）は吉川利一外六十二人により提出された。請願⑨の要旨は⑧に同じであることから、⑧の請願趣旨をみると、「現行大学令ハ教育上男女ノ平等ヲ認メタルカ如キモノノ階梯タル高等学校ハ女子ヲ認メス学制上大ナル矛盾ヲ存シ」、また専門学校について、当該学校規則の多くは女子を除外していると指摘した後、次のように女子高等教育の振興を主張している。<sup>33)</sup>

近年公私立大学ニ女子聴講生制度ヲ設ケラレタルモ正科生ニアラサル為卒業後ノ待遇異ル等我カ国ニ於テハ男女間ニ教育上ノ機会均等ナク高等教育ノ鉄扉ハ堅ク女子ノ前ニ閉鎖セラレ時代ノ進運ニ伴ハサルハ遺憾トスルトコロナリ依テ男女教育ノ機会均等ヲ期スル為女子ノ高等学校並各種専門学校ヲ設立セラレタク若シカ設立不可能ナルトキハ現在ノ高等学校並各種専門学校ヲ女子ノ為ニ開放シテ男子ト同等ノ資格ヲ附与セラレタシト謂フニ在リ

ここには、大学で学びながらも「正科生」ではない女子生徒たちの

要求が具体的に示されている。請願⑧と⑨は一括して、一九二六年三月十七日の請願委員会で審議された。<sup>34)</sup> 紹介議員星島二郎は、この請願は前議会で可決された「女子高等教育ニ関スル建議案」と同様の案件であり、「今回又実ニ熱心ナル純真ナル女子学生」千人以上が署名して提出したものである、と提出の背景を説明し、男女間の高等教育機会に著しい格差がある現状を改め、女子教育を普及させるため採択を願うと要望した。これに対し政府委員の鈴置倉次は、「本件ハ政府ニ於キマシテモ全然同意」であり、財政難から女子高等教育機関を官設できない現状を「遺憾」と説明する。しかし続けて鈴置は、男女共学には反対であり、外国の例でも「弊多クシテ利益少イ、故ニ女子ニハ女子特殊ノ学校ヲ造リタイ」という、高等教育における別学方針を改めて示した。さらに共学反対の論拠を具体的に示し、東京音楽学校では「教室其他ハ分離シテ机ヲ並ベテ居ラヌ」ので弊害がないが、「一般女子ニ解放」すると、「随分測ルベカラザル弊害ガアラウ」と説明した。このような答弁に対して星島は、請願の趣旨は新たな女子高等教育機関の設置でも門戸開放による共学でもいいのであり、新規設置の計画があるならば聞きたいと質問した。鈴置は、「今年ハ予算ニモ請求致シマシタガ、不幸ニシテ其目的ヲ達シナカッタ」とし、来年以降は「是非実現ヲ期シタイ」と答弁した。委員会ではこれ以上の意見は特に出ず、⑧と⑨は採択と決定された。そして、「議院會議ニ於テ可決スヘキモノト議決」され、政府に送付された。

次に、貴族院に提出された⑩から⑫の請願について検討する。請願

⑩「女子中等教育ニ関スル件」は、竹中みき外一人により酒井忠克を  
紹介議員として、⑪と⑫の請願「女子高等教育ニ関スル件」は、前者  
は教員の後閑キクノ外千三百二十六人により酒井を紹介議員として、  
後者は吉川利一外五十七人により沢柳政太郎を紹介議員として提出さ  
れた。請願⑩の「女子中等教育ニ関スル件」の趣旨は次のものであつ  
た。<sup>(36)</sup>

高等女学校ハ女子教育ノ中枢機関タルニ拘ラス其ノ程度低ク一般就  
学者ニ対シ十分ナル教養ヲ与ヘ得サルノミナラス更ニ上級学校ニ入  
学セムトスルモノニ対シテモ其ノ不便亦尠カラサルハ女子教育普及  
上甚遺憾ナルニ依リ速ニ之ヲ中学校ト同等程度ニ高メラレタシトノ  
請願

この請願では、高等女学校は教養教育としても、また上級学校入学  
希望者のためにも水準が低いので、中学校と同等に引き上げるよう要  
望している。これは、この時期高等女学校関係者からも強まっていた  
意見であり、⑩は全体として女子高等教育に関連した請願とみること  
ができる。また請願⑪と⑫の趣旨は、請願⑥と同文で、男女の教育は  
均等的に発展すべきものであり、大学令・専門学校令が「何等性的区  
別ヲ認メサル」にもかかわらず、高等学校・専門学校が女子を除外す  
るのは遺憾だとし、女子の高等学校・専門学校の設置、ないしは、既  
設高等学校・専門学校の開放を求めている。<sup>(36)</sup>

請願⑩と⑪の審議が、一九二六（大正十五）年三月十七日の貴族院  
請願委員会第二分科会で一括して行われた。<sup>(37)</sup> 政府委員山道襄一は、

「女子ハ家事裁縫等ヲ課セラレ男子ト学科ヲ異ニスル」上に、さらに  
「男子ト同一ノ学科ヲ課セラレムカ其ノ負担ニ堪エサルヘク今日直ニ  
之ニ賛同ヲスル能ハサル」も、「将来女子教育益向上スルニ於テハ相  
当考慮スル必要アリ」との見解を述べ、消極的姿勢を示した。また、  
女子高等教育機関に関しては、請願の趣旨は認めるものの、「財政上  
ノ都合等ヨリ目下考慮中」と答弁した。請願⑩と⑪はともに委員会と  
本会議で採択となり、貴族院議長から内閣総理大臣若槻礼次郎に送付  
された。また請願⑫は審議未了に終わった。

## 五 第五回帝國議會における請願

一九二八（昭和三）年の第五回帝國議會衆議院に請願⑬（紹介議  
員内ヶ崎作三郎）が福島四郎外五百六十四人によって、また貴族院に  
請願⑭（紹介議員林博太郎）が福島外五百一人によって提出された。  
既述したように、婦女新聞社はこの種の請願を一九二〇年に両院に五  
件提出したが、今回、「母子扶助法制定」に関する請願とともに、改  
めて二件の請願を提出したのであった。

⑬の請願趣旨<sup>(38)</sup>によると、その制度要求は三点あり、第一に女性文化  
の発展をはかるための「大学令ニ依リ女子大学」の設立、第二に専門  
学校・高等女学校高等科などの教員不足に対応する女子高等師範学校  
の「女子師範大学」への昇格、第三に官立専門学校の女子への開放、  
あるいは専門学校の新設、を求めている。この要求で注目すべき点は、  
第一と第二の要求であり、これらは女子高等教育に関する請願として

は初めて要求された内容であった。第一の点は、一九二六年十月に行われたとされる日本女子大学の「女子綜合大学」設立認可申請を支援するものであった。また第二の点は、二つの女子高等師範学校による「女子師範大学」昇格運動の高まりに影響を受けたもので、ともにこの時期の女子大学教育をめぐる状況を反映した内容であった。この請願に対する審議は、五月六日の請願委員会で行われた。<sup>39</sup>はじめに、清水徳太郎は、「唯々女子高等教育ヲ振興シテ貫ヒタイ」とし、請願の採択を要望した。これに対して政府委員安藤正純は、「成べく女子高等教育機関ノ増設ニ努力ヲシタイト思ッテ今研究中」としながらも、「大学法令ニ依ル女子大学設立ノ途ヲ開クト云フコトハ、是ハモウ少シ能ク慎重ノ考究ヲシナケレバナラヌ」、「男ノ高等学校ヤ各種専門学校ヲ開放シテ、男女共学トスル」ことは「種々ノ点ニ付テ更ニ慎重ニ考究ヲ要シ」、直ちに表現はできないと答弁した。そして、委員長が文部当局に「速ニ何等カノ方法ヲ立テ」ることを要望し、審議は終了した。この請願は、議員から本会議に付する要求が出されず、政府へ参考送付された。

また貴族院における<sup>40</sup>の請願の制度要求は、<sup>41</sup>と同様の三点で、大学令による女子大学の設立の途を開くこと、女子師範大学へ昇格させること、専門学校を開放すること、であった。この審議は一九二八年五月四日の請願委員会<sup>42</sup>で行われ、花房太郎は請願の趣旨を説明し、当局の所見を求めた。これに対して政府委員安藤正純は、衆議院の場合と同様に、女子大学の件は「目下慎重ニ研究中」で、門戸開放につい

ては「今少シク慎重ノ研究ヲ致シタイ」と答えた。しかし、この第五回議會の会期はわずか二週間であったことから、請願五十七件中五十二件が「審査未了」となり、請願<sup>43</sup>も「未了」に終わったものと思われる。このような審議に対して婦女新聞社は、「女子高等教育の阻止」と題する社説を掲げて政府委員安藤の答弁を批判し、「慎重ノ考究」を要するなどの「大正八年以来」の「常套句」を用いて「女子高等教育を無用視する文部省の伝統方針を代言したものと締めくくっている。<sup>44</sup>

以上検討したように、一九二〇年代の帝國議會に提出された十四件の請願の中で、政府に送付されたものは<sup>45</sup>から<sup>46</sup>及び<sup>47</sup>の七件の請願であり、他は解散などにより審議未了となり、本会議への上程までに至らずに終わった。

#### おわりに

以上、請願を中心に一九二〇年代の帝國議會における女子高等教育をめぐる動向を考察してきたが、最後に、請願の要点、政府・文部省の対応、請願の効果などについてまとめ、本論文を終えることにする。大正期における請願の制度要求は、大学令が女子を除外していないという解釈から、その前段階としての高等学校の教育機会を女子にも開くこと、また多様な分野の専門学校教育の機会を女子にも認めることの二点を中心であった。制度論的には門戸開放と女子の学校の新設の二点が混在していたと言えるが、後者の場合には勅令の改正や財政

措置などが必要であることから、法規の拡大解釈で可能な前者に要求の重点が置かれていた。女子の高等教育制度を男子と同一にするか別系統にするかは論議の必要な問題であったが、請願では深い議論がなされず、閉ざされていた制度の中で、実現の可能性がより高い方策が模索されていたと言える。一方、大学令による女子大学の制度的承認への要求は、一九二八年の婦女新聞社の請願にみられ、日本女子大学校による大学設立認可申請や女子師範大学への昇格要求の高まりという時代状況を反映して提出されたのであった。十四件の請願にみられた制度要求は、全体として、他の振興運動による制度案とほぼ同一であり、このことは振興運動最高の盛り上がりをもせた一九二六年の全国聯合女子教育大会の声明書に同様な制度要求が出されていたことからも明らかである。<sup>(43)</sup>

請願に対する文部省の姿勢をみると、「反対の真意を明らかにせず、その場のがれの答弁を巧妙にして、結局要領を得せしめてゐない」という、「婦女新聞」の批判<sup>(44)</sup>は的確であった。文部省は、門戸開放について、専門学校・高等学校の場合は共学への危惧から反対し、大学レベルでは限定的に容認する方針を示した。しかし、その開放も個別大学の女子入学方針を追認していたに過ぎず、法的措置は何もとらなかつた。また、女子大学についても大学令の認めるところではないと、否定した。この時期に文部当局が実施したのは一九二〇年の高等女学校高等科の制度化だけであり、請願の要求はひとつも受け入れなかつた。

このように、請願による具体的成果は何もみられなかつた。政府の対応は強く批判され、「婦女新聞」は第五〇回議会議院で女性に関する三件の建議が可決されたことを取り上げ、「政府は之を国民の希望として受取らなければならぬ」、「明年度に於て必ず具体化せしむべき責任がある」と主張した<sup>(45)</sup>。また、一九二六年二月十五日の衆議院予算委員会で山下谷次は、前議会で女子高等教育の建議可決に伴う予算措置がとられない点を指摘し、政府の見解を求めた。また沢柳政太郎も、同年三月二日の貴族院本会議で、国家が「三千万円ヲ費シテ経営シテ居ル所ノ高等教育機関ガ、単ニ男子ノ為ノミデアル」と教育財政上の不均衡を再度指摘し、「自己ノ智徳ノ増進ヲ図ル教育上ノ要求ニ於テモ、男子ノ為ニハ是ダケノ設備ヲナシツツ、女子ニ付テハ未ダ一ツノ専門学校モ無イ」と政府の姿勢を強く批判した<sup>(46)</sup>。「婦人問題」に関する議会で議論や運動の全体において、唯一の成果は一九二二年に治安警察法第五条が改正され、女性の政治演説会への参加と会の発起人になることが認められただけであった。このように、他の女性の政治的・社会的諸権利が未承認の時代状況において、高等教育の機会だけが承認されるのは、事実上困難であった。

一方、議員と振興運動との関係を簡単に述べると、「女子高等教育問題は、女子教育家と女学生の運動であるために、参政権問題ほど花々しい活動がなく、従つて議会に於ても、それだけ冷淡に取扱はれるであらう」とされていた<sup>(48)</sup>。「婦選」問題については、政友会と民政党という二大政党がこれを党の政策として取り上げていたが、それに

対して、振興運動の場合は党派としてではなく、理解ある個別議員の協力の範囲にとどまっていた。

最後に、女子高等教育に関する請願の意義をまとめると、市民的立場から女性の権利や社会的地位の問題を熱心に取り上げていた婦女新聞社が請願運動の口火を切り、また聴講生等として学ぶ女子の集まりである全国女子学生聯盟が機会均等を叫んで請願を提出したことは、女性自身の教育要求を直接政府・文部省への行動にあらわしたという意味で、教育史上意義深かった。「国民新聞」が婦女新聞社の請願運動を報道していたことは既述したが、「大阪毎日新聞」も女子学生聯盟の運動を社説で論じ、男女の「人格的位置は対等なるべき」で、「女子が名実共に男子と同一の社会的資格を得る時、初めて国民は真の文化を成就」できると主張した<sup>50</sup>。このような社会での女子高等教育への理解の広がりや背景に、請願運動が展開されたのであった。これらの運動は、市民的女性の要求を代表するものと位置づけられるが、「婦選」団体や「婦人」労働運動との関係は薄かった。一九三〇年代に入ると、振興運動もかつてのような勢いはなくなり、その後帝国議会にこの種の請願が提出されることはなかった<sup>51</sup>。

今後の課題を記すと、質疑・建議・質問を含めて議会における女子高等教育論議の全体像をとらえる必要がある、その際、政党・議員の果たした役割や女子教育振興委員会の動向も含めて考察することとしたい。

## 註

(1) この分野の主な先行研究として、橋本紀子『男女共学制の史的研究』（大月書店）の第四章「女子教育振興運動とその担い手」や、山田昇「福島四郎と女子高等教育」『奈良女子大学教育学年報』第七号、などがある。

(2) なお、請願の種類には、①直接天皇に奉呈する請願、②議院に提出する請願、③国の行政官庁に提出する請願、④自治団体の機関に提出する請願、の四種類があったか、この論文では②の帝国議会に提出された請願に限定して扱う。

(3) 美農部達吉『逐条憲法精義』（有斐閣）四一〇頁

(4) 各議会の『議事速記録』『委員会会議録』

(5) 『第五十回帝国議会衆議院議事速記録第二十五号』六一二頁。議員の所属は、内ヶ崎作三郎⇨憲政会、清瀬一郎⇨新正倶楽部であった。「議院制度百年史」院内会派編衆議院の部

(6) 『第五十一回帝国議会衆議院議事速記録第二十三号』六〇七・六〇八頁

(7) 美農部達吉『前掲書』四一〇～四一四頁

(8) 『婦女新聞』（二二八八号）は、全国女子学生聯盟が、第五〇回帝国議会衆議院にも星島二郎の紹介で請願を提出したと報じているが、衆議院の『議事速記録』と『委員会会議録』を調査してもこの点は確認できない。紹介議員となった衆議院議員の請願当時の所属政党は、島田三郎⇨憲政会、三土忠造⇨立憲政友会、今井嘉幸⇨無所属、星島二郎⇨立憲政友会、山根儀重⇨憲政会、内ヶ崎作三郎⇨憲政会であった。また、貴族

- 院での紹介議員の所属会派は、山脇 玄 同成会、沢柳政太郎 茶話会、  
 勸修寺経雄 (伯爵) 研究会、酒井忠克 (伯爵) 研究会、林 博太郎  
 (伯爵) 研究会であった。『議會制度百年史』院内会派編衆議院の部、  
 『同前書』院内会派編貴族院參議院の部
- (9) 『第四十二回帝国議會衆議院請願文書表 第四』四三四頁
- (10) 「女子の高等教育に関する請願 (修正)」『婦女新聞』一〇二五号 (一九二〇年一月十一日) 二面
- (11) 「女子高等教育の請願」『婦女新聞』一〇一九号 (一九一九年十一月三十日) 一面
- (12) 湯原元一「女子高等教育の普及に就て」『婦女新聞』一〇二六号 (一九二〇年一月八日) 二面
- (13) 「婦女新聞」一〇三三号 (一九一九年十二月二日) 一面
- (14) 「国民新聞」一九二〇年一月七日 四画。一月二日 四画
- (15) 「婦女新聞」一〇三三三号 (一九二〇年二月九日) 一面
- (16) 『第四十二回帝国議會衆議院請願委員第四分科會議録 (速記) 第三回』二二頁。高田耘平は憲政会所属。
- (17) 『同前書 第六回』二三三頁
- (18) 『第四十二回帝国議會請願文書表 貴族院 第三回報告』一二二頁。『同 第四回報告』一八頁。阪井重季 (男爵) は公正会所属。
- (19) 『第四十二回帝国議會貴族院請願委員第二分科會議事速記録 第三号』二三一五頁
- (20) 『第四十二回、第四十三回帝国議會貴族院委員會會議録』一二六、一八九頁
- (21) 「文部省訪問の記」『婦女新聞』一〇三五号 (一九二〇年三月二日) 一面
- (22) 「婦女新聞」一二八九号 (一九二五年二月三日) 七画
- (23) 同聯盟の活動は、橋本紀子『前掲書』第四章に詳しい。
- (24) 「全国女子学生聯盟總會」『婦女新聞』一二九八号 (一九二五年四月二日) 八画
- (25) 横山千代子「現在女子学徒としての使命」『婦女新聞』一二八三号 (一九二五年一月二日) 七画
- (26) 「読売新聞」一九二五年一月三日 七画、「東京朝日新聞」二月二六日 七画
- (27) 『第五十回帝国議會請願文書表 貴族院 第五回報告』一頁
- (28) 『第五十回帝国議會貴族院委員會會議録』三五一・三五二頁。大鳥は公正会所属。
- (29) 『第五十回帝国議會貴族院議事速記録 第二十五号』六九〇頁
- (30) 「婦女新聞」一三三三三号 (一九二五年二月二〇日) 一面
- (31) 「女子学生聯盟講演」『婦女新聞』一三三七号 (一九二六年一月二日) 一四画
- (32) 「女子学生聯盟の決議」『婦女新聞』一三四一号 (一九二六年二月二日) 三画
- (33) 『第五十一回帝国議會衆議院請願文書表 第一回報告』三〇七頁
- (34) 『第五十一回帝国議會衆議院請願委員會 第四分科會議録 (速記) 第七回』一五頁
- (35) 『第五十一回帝国議會請願文書表 貴族院 第七回報告』一七頁
- (36) 『同前書 第七回報告』一七頁
- (37) 『第五十一回帝国議會貴族院委員會會議録』四五九・四六〇頁



- (38) 『第五十五回帝国議会衆議院請願文書表 第一回報告』一〇頁
- (39) 『第五十五回帝国議会衆議院請願委員會議録(速記) 第四回』三頁
- (40) 『第五十回帝国議会請願文書表 貴族院 第一回報告』一〇頁
- (41) 『第五十五回帝国議会貴族院請願委員會議事速記録 第一号』五頁。花房は研究会所屬。
- (42) 「女子高等教育の阻止」『婦女新聞』一四五九号(一九二八年五月二七日) 一面
- (43) 「婦女新聞」一三四二号(一九二六年二月二日) 三面
- (44) 「岡田文相の答弁」『婦女新聞』二二八七号(一九二五年二月八日) 一面
- (45) 「第五十議会の婦人案」『婦女新聞』二二九五号(一九二五年四月五日) 一面
- (46) 『第五十一回帝国議会衆議院委員會會議録 予算委員第五分科』二二〇頁
- (47) 『第五十一回帝国議会貴族院議事速記録 第十九号』四〇五・四〇六頁
- (48) 「今期議会の婦人問題」『婦女新聞』二二八五号(一九二五年一月二五日) 一面
- (49) 松尾尊允「解説 帝国議会における婦選法案の推移」『婦選(解説・総目次・索引)』一六頁 不二出版
- (50) 「大阪毎日新聞」一九二八年一月二五日 四面
- (51) なお、全関西婦人聯合会は、一九二七年十二月に首相・文相に対して、高等学校令第一条及び大学令第九条の改正などを求める教育機会均等の請願を提出している。『婦人』五卷二号 五九頁

(本学助教授 教育史)